

## 都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業等に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和3年度は、都市計画事業や土地区画整理事業、また過去に都市計画事業などを実施した際に借り入れた地方債の償還等に充てることとしています。

### 【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	目の名称	令和3年度 予算額
1	7	1	都市計画税	3,775,667

### 【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	目の名称	令和3年度 予算額	財源内訳				
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	うち 都市計画税
7	1	4	観光費	4,191,000	5,944	2,882,200	-	1,302,856	3,775,667
8	5	2	都市開発費	3,527,911	1,700,475	1,290,300	347,178	189,958	
8	5	3	街路事業費	598,650	239,109	321,500	-	38,041	
8	5	4	公共下水道費	2,406,963	-	-	-	2,406,963	
8	5	6	公園費	147,000	67,116	70,300	-	9,584	
8	5	7	県施行事業費負担金	82,990	-	74,500	-	8,490	
12	1	1	元金	1,682,803	-	-	-	1,682,803	
12	1	2	利子	136,473	-	-	-	136,473	
合計				12,773,790	2,012,644	4,638,800	347,178	5,775,168	

※ 令和3年度予算額及び財源内訳については、対象事業分のみを記載している。